

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒明会（以下「本会」という。）の定款第八条、及び定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一五条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席等の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

- 2 役員の報酬は日額とし、理事会への出席等の都度、別表2に基づき支給する。正し、本会の給与規程に基づき給与の支給を受けている役員には支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条第1号、第2号による評議員、役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和3年6月14日より施行する。

(「別表」はこの頁の裏頁にあります。)

別表 1 評議員の報酬

	報酬日額 (一人あたり)	年度総額合計 (上限額)
評議員会への出席	8,000 円	70,000 円 (定款第8条に基づく)
決議の省略の場合	5,000 円	
その他の評議員業務	3,000 円	

別表 2 役員の報酬 (定款第21条に対応)

		報酬日額 (一人あたり)	年度総額合計 (上限額)
理事	理事会への出席	8,000 円	160,000 円
	決議の省略の場合	5,000 円	
	その他の理事業務	3,000 円	
監事	理事会・評議員会への出席	8,000 円	100,000 円
	決議の省略の場合	5,000 円	
	監事監査、その他の監事業務	10,000 円	